



屋根工事の点検商法のトラブルが続いています！

— 典型的な勧誘トークを知っておくことで防げます —

『屋根工事の点検商法』に関する相談が続いています。

点検商法とは、「近所で行う工事の挨拶に来た」などと言って突然訪問し、「屋根瓦がずれているため点検してあげる」と言って点検後、「このままだと瓦が飛んでご近所に迷惑がかかる」などと不安をあおって工事の契約をする手口です。

トラブルにあわないために

突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう

点検をさせると断れなくなるため、突然訪問してきた業者には、たとえ無料と言われても安易に点検の依頼をしないようにしましょう。

すぐに契約せず、十分に検討したうえで契約しましょう

工事が必要と考える場合や屋根の現状に不安がある場合でも、施工業者は安心できるかどうか、本当に必要な工事かなどを冷静に見極める必要があります。まずは家を建てた工務店等に相談して調査を行ったり、複数社から見積もりを取り、比較・検討したりして納得できる業者と契約しましょう。

契約書面は必ず受け取り、記載内容をよく確認しましょう

説明された内容と契約書（見積書）があっているか、よく確認しましょう。特定商取引法上の訪問販売に該当する場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。契約書面を交付されなかった場合や記載内容に不備がある場合などクーリング・オフ期間を過ぎてしまっても解約できる場合があります。少しでも不安を感じたら早めに家族や知人、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



光回線、電気、ガスの悪質な切り替え勧誘

光回線サービスの乗り換え勧誘や、電気やガス契約の切り替え勧誘に関する相談が寄せられています。料金が安くなると勧誘されたが、逆に料金が高くなったという相談や、電気・ガスの検針票に記載された情報を聞き出され、気づかないうちに契約が切り替えられていた悪質なケースもみられます。

【事例1】

ひとり暮らしの母が電話勧誘をきっかけに電気とガスのセット契約をしていることがわかった。「電気とガスをセットにすれば料金が安くなる」と勧誘されたようだが、以前より高額になっている。

【事例2】

大手電話会社の関連会社と思わせる事業者から勧誘電話があり、料金が安くなるというので光回線の契約を申し込み、業者の指示で転用承諾番号を取得して伝えた。事業者が信用できないので解約したい。

トラブルにあわないために

- 勧誘された際には、事業者名、連絡先、契約内容について、よく説明してもらいましょう。
- 光回線契約は契約書面が届いた日を含めて8日以内に書面で申し出れば解約料（違約金）の負担なく契約解除できます。ただし、事務手数料、工事費、利用したサービス料は支払う義務があります。
- 電気やガスの検針票は記載情報（氏名、顧客番号、供給地点特定番号等）は、重要な個人情報です。契約する気がなければ、不用意に教えてはいけません。
- 電話や訪販で勧誘を受けて電気やガスの契約の切り替えをした場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。



スポーツジム等の契約トラブルにあわないために

スポーツジムやヨガ教室等に関するトラブルについて、「割引キャンペーンを契約したが、解約を申し出ると違約金を請求された」などの解約に関する相談や、「無料お試しプラン終了後に通常プランに自動更新されていた」などの相談がみられます。最近では、オンラインレッスン等、新しいサービスに関する相談も寄せられています。

【事例1】

友人とピラティスの無料体験に行った。体験後、2カ月間は無料でその後月額が1万円以上に上がる1年間継続の契約を勧められた。途中で解約する場合は違約金2万5千円がかかるとの説明も受けた。友人も入会したので契約した。帰宅後、月額1万円以上も払えないと思い、店舗に解約を伝えると、コース開始前でも違約金を請求すると言われた。

【事例2】

オンラインヨガ教室の無料お試しキャンペーンに申し込んだ。新規会員登録をした際にクレジットカード番号を入力したが、料金が発生するという認識はなかった。先日カード明細に先月分の月会費1万円の請求があった。無料登録のつもりだったので、返金してほしいと事業者にもメールを送ったが、「キャンペーン期間終了後は通常プランに移行するとサイトに記載している」と返信がきた。

トラブルにあわないために

- スポーツジム等に限らず、契約は当事者間の合意や規約の内容に従うこととなります。解約時（休会・退会）の連絡先や清算方法、規約の内容を契約前にしっかり確認しましょう。
- 無料やお試しプランに申し込む場合は、自動更新の有無や契約変更の申し出期間等を確認し、望まぬ契約につながらないようにしましょう。
- 解約する際は、規約等で解約に関する規定をよく確認したうえで行いましょう。解約手続きについて、いつ、どのように行ったか、事業者とのやり取りなどの記録は残しておきましょう。

副業サイトに登録したら次々と手続き費用を支払わされた

インターネットで「副業」や「在宅ワーク」と検索して表示されるサイトの中には、「相談にのるだけで報酬がもらえる」などとうたって手続き費用として高額なお金を請求するサイトが紛れている場合があります。

【事例】

「チャットで相談にのるだけ」との副業サイトに登録し、保険証と学生証の写真を送った。相手から相談の報酬以外に20万円を贈ると言われ、個人情報交換のために有料の手続きが必要になった。3万円、5万円をクレジットカードとプリペイド型電子マネーでサイトに支払った。しかし手続きがうまくいかなかったとして、さらに7万円を請求され、騙されたと感じた。

トラブルにあわないために



- 「お金を受け取るために必要」など、支払いを促すようなメッセージが届いても相手の言葉を鵜呑みにせず、冷静に判断しましょう。相談にのっている相手等は「サクラ」である場合があります。
- やり取りの内容の記録は、返金を求めるための証拠となります。サイトを退会すると確認できなくなってしまうため、スクリーンショット等をして保存したうえで消費生活センター等に相談しましょう。

商品やサービスの契約をしてトラブルになったら、お気軽にご相談ください。

三島市消費生活センター（市民生活相談センター内）

☎ 055-983-2621

三島市役所 本館1階（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン 188（いやや）

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります。

